



## ～ 令和元年度 共同実施報告 ～

本年度も『正確で質の高い事務の提供により学校の相互力の向上を図る』ため様々な取組を行いました。

各グループの活動として、大島・久賀グループは、町会計事務の手引きの見直しを行い、町教委と協議をし、改訂いたしました。橘・東和グループは、周防大島町共同実施研究集録の様式集の見直しを行いました。目次と様式の整合性を図り、様式の加除も行いました。人事・サービスについては、町教委学校教育課の監修を受け、最新の様式集となりました。また、共同実施だよりをグループごとに担当し、情報を発信しました。ホームページに掲載していますのでご覧ください。

周防大島町共同実施会 HPアドレス

<http://www.sea.icn-tv.ne.jp/~gakkou/kyoudou>



2年度は、教育委員会との連携を深め、さらに充実した内容で取り組んでまいります。

### 事務の効率化・平準化・適正化 相互審査

- ・ 給与関係事務
- ・ 諸手当認定事務
- ・ 共済組合被扶養者検認事務
- ・ 年末調整
- ・ 諸帳簿の点検
- ・ 運営責任者による巡回訪問

### 教員が教育に専念できる

ような環境整備

学校徴収金にかかる事務処理の  
工夫・適正化



各校の実情に応じた会計処理の支援  
(実務・確認・助言等)

### 学校事務職員の

資質能力向上のための取組

研修会の実施および参加

- ・ 学校徴収金について
- ・ 危機管理について
- ・ 保護者連携について
- ・ 事例研修

(学校職員の再任用について)

### 人材育成

若年(経験の浅い)事務職員の会

- ・ 学校経営への参画
- ・ 冠婚葬祭マナー講座
- ・ 医療費のしくみ(共済・互助会)
- ・ 文書整理について
- ・ サービスについて
- ・ 事務処理用語の基礎知識

## 年度末

**諸帳簿の確認をしましょう!**

☆出席簿・指導要録・旅行命令簿・休暇簿などの記入、押印漏れはありませんか

☆校務用のパソコン内に不要なデータを残していませんか

## 年度初め

**諸手当や扶養状況に変更はありませんか?**

☆4月から就職、進学などする扶養親族はいませんか

☆住居に関して家賃の変更、契約の更新等はありませんか

情報管理に最新の  
注意を払いましょう

# 人事異動のある人は…



## 通勤手当

- \* 最短経路を3回計測する。
- \* 高速道路で通勤する場合、辞令発令日から5日以内にETCで利用開始し、利用証明書(往復)を取っておく。本人名義の口座から高速料金が引き落とされるETCカードが必要です。
  - ※ 必ず事務職員へ相談を



## 住居手当 (住居移転がある場合)

- \* 住民票の転入日は新聞発表～4月1日の間とする。
- \* 新住民票(マイナンバーの記載のないもの)を2部取っておく。(住居手当と赴任旅費用)
- \* 借家の契約日は4月1日までにする。



## 単身赴任手当

- \* 支給要件は以下の通り。(詳しくは事務職員へ)

- ① 転居：異動に伴うこと
- ② 単身：常況とすること
- ③ 別居：配偶者等とやむを得ない理由により別居すること
- ④ 距離制限等：通勤距離が60km以上または通勤時間がおおむね1時間以上であること

着任式の場所や時間は確認しましたか？

マイカップや靴、その他私物の忘れ物はありませんか？

渡される封筒の中には履歴書や健康診断票等重要な書類が入っています。必ず転勤先の校長先生に手渡ししましょう。

## 臨時的任用職員の方へ

- ◆ 社会保険証は任用期間が終了後すみやかに返納してください。(4月6日義務教育課へ必着)
- ◆ 退職後の健康保険について
  - ・ 家族の扶養に入る
  - ・ 国民健康保険に加入
  - ・ 任意継続に加入      のいずれかになります。

注：臨時的任用職員→本採用職員になった場合、3月分の国民年金保険料は給料引きされないので各自で払込む必要があります。

令和2年4月1日以降、臨時的任用職員を続けられる方は公立学校共済組合員となります。その際年金加入期間の報告が必要になるため、今のうちに確認しておきましょう。

## 再任用職員になる方へ

- ◆ 新たに再任用職員になる方は、給与・旅費の口座登録が必要です。また、所属が変わらない場合でも通勤届が必要になります。(扶養手当、住居手当は支給されません。)
- ◆ 退職年の3月31日時点での年休残日数が引き継がれます。